

社会福祉法人湘南学園  
役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人湘南学園の役員の報酬について定めるものとする。

(役員 の 定義)

第2条 この規程に定める役員とは、定款第5条の規程による役員のうち、理事長、専務理事及び常務理事をいう。

(報酬の額)

第3条 報酬は月額とし、その額は次のとおりとする。

役職名	報酬額
理事長	120,000 円
専務理事	30,000 円
常務理事	20,000 円

(報酬の支払)

第4条 報酬の支払いは、職員給与規程第3条を準用する。

(費用の弁償)

第5条 役員 の 費用の弁償については、別に定める。

(その他)

第6条 その他、役員 の 報酬に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日より施行する。

この改定規程は、平成19年8月1日より施行する。

この改定規程は、平成26年8月1日より施行する。

この改定規程は、平成29年4月1日より施行する。